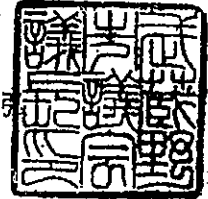


2 武 議 第 156号
令和2年4月14日

武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 松 下 玲 子 殿

武蔵野市議会議長 小美濃 安



新型コロナウイルス感染症に関する議会と対策本部との情報共有の取扱いについて

このことについて、令和2年4月8日（水曜日）に開催された各会派代表者会議において検討したことを踏まえ、武蔵野市議会基本条例第20条の規定に準拠し、下記のとおりのお取り扱いといたしたいと存じますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 概要

新型コロナウイルス感染症に関する議員からの情報等を議会において取りまとめ、議長を通じて武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）へ一括して送付することにより、必要な情報共有を図るもの。

2 根拠

議会基本条例第20条に準拠

3 手順等

- (1) 議員は、対策本部と共有する必要がある情報等がある場合は、定められた期限までに、議会事務局宛てにメールにより送付する。
- (2) 議会事務局は、送付された情報等を議長名で対策本部長宛てに送付する。
- (3) 議長により取りまとめられた情報等については、議長において全議員が共有することができるようにする。
- (4) 対策本部は、送付された情報等を対策本部において共有するとともに

に、対応を行った事項については、対策本部の決定事項として議会へ送付する。

4 情報等の議長への提出期限

- (1) 第1回目を、令和2年4月16日（木曜日）正午とする。
- (2) 第2回目以降は、第1回目の提出状況を勘案して、別途通知する。

5 期間

緊急事態宣言期間中とする。

【参考】

○議会基本条例

第20条 議会は、大規模な災害が発生した非常時においても、機能を維持するものとします。

2 議長は、前項の機能を維持するため、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための会議を開くことができます。

○逐条解説

第20条では、大規模災害が発生した場合の議会活動の対応を定めました。「機能を維持する」とは、市に災害対策本部が立ち上がった場合等に議会においても議員による会議を開催し、災害対策本部との情報交換等を行うことです。議員への情報提供や議員からの情報収集は議長が行い、災害対策本部との情報共有は、議会事務局長を通じて行います。

